

## 日本での新たな化学物質政策のあり方について

2007. 1. 05up

あけましておめでとうございます。

昨年末、欧州ではREACHが成立し、現在詳細な規定の決定や従来のEuropean Chemicals Bureau（イタリー）に代わる新機関が設立（フィンランド）が設立されます。日本でも従来の化学物質に関する2つの法律の根本的な見直しが始まり、その第一段階としての産業構造審議会化学・バイオ部会 化学物質政策基本問題小委員会の長期にわたる審議結果が終了し、パブリック・コメントが求められています。

この小委員会は、「これまでの検討事項・議論の進め方について」

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g61212a04j.pdf>

にあるように、

- (1) 化学物質管理に関する既存体系・国際的な動向分析からスタートし
- (2) 安全性情報の整備
- (3) リスク評価体制
- (4) 情報伝達の仕組み
- (5) リスク管理
- (6) 人材育成、基礎となる情報基盤の整備、リスクコミュニケーションの促進
- (7) 化学物質管理のあるべき姿

として、以下のようにまとめました。その詳細は、以下から見ることができます。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=595206038&OBJCD=&GROUP=>

また、この報告の背景となる各資料は、以下に報告されています。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g61212a08j.pdf>

世界的なベースでようやく科学的な検討をベースとした、化学物質のリスク評価と法体系が整備され、国際的な整合性をもつ方向に歩み始めました。 これまでは、先見的な判断での（たとえば臭素系難燃剤に関する OSPAR 条約）化学物質忌避が主流で、その結果が先の RoHS 指令などに反映されていました。 臭素系難燃剤メーカーとしてもこれらの動きに今後とも注目して行きたいと思えます。

以上。